

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第三課

1. 案件名（国名）

国名：スリランカ民主社会主義共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における人材育成の現状と課題

スリランカ民主社会主義共和国（以下、同国という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

（2）当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

同国政府は、首相の経済政策演説（2015年11月）等により、地域間格差、インフラの欠如、政策の一貫性の欠如、財政の悪化、債務問題等を同国が解決すべき課題と位置づけている。本事業は、①市場経済のメリットを生かしつつも、過去の開発政策において地域間格差が広がったことを踏まえ、適切な政府の介入による国土の均衡ある発展を目指す、②経済成長の加速化のための、投資及びインフラ整備を促進する、③上記を達成するため政策の一貫性の確保と財政健全化を実施する、という同国政府の方針に対応するために必要な政府の政策立案能力、政策実施能力を強化するための若手官僚の育成として位置づけられる。本事業においては、以下の分野における人材育成を実施する。

1) 公共政策・財政

同国は2009年には一人当たり所得が1,990ドルを越え中所得国入りし、首相の経済政策演説等では2.（2）で示した方針を基に経済開発を一層加速し、国民所得のさらなる向上とともに幅広く力強い中間所得層の創出を目指すとしている。一方、財政は慢性的な赤字であり、財政赤字を国内外からの借り入れでファイナンスしてきたことから、公的債務残高が対GDP比71.8%（2014年）と高い水準にあり、従来以上に一貫性のある公共政策の立案と財政管理が重要であり、このための人材育成が不可欠である。

2) 開発経済

同国は2009年の紛争終結後、年率6%～8%台と安定した経済成長率を達成しているが、引き続き、持続的な経済成長を達成し、所得倍増をもたらすためには、現在の経済・財政構造上の課題を見出し、健全な経済政策を確保することが求められている。

3) ビジネス環境整備

前述した経済成長達成のために、首相の経済政策演説等では、民間セクターの投資活性化による各セクターでの生産性向上と新規産業育成、既存産業の高度化が重要であるとされている。また、投資増加に向けた制度整備、規制緩和により民間セクターが活動できる環境整備、グローバル経済に対応し得る人材育成が求められている。

4) 環境配慮・防災

同国では、近年の経済活動活性化の過程において、環境破壊、環境汚染、都市部での交通渋滞、大気・水質・土壌汚染、産業廃棄物、生活ゴミ等の問題が深刻化しつつあり、都市化に伴う環境問題への対応強化が課題となっている。また、2004年12月のスマトラ沖地震・津波災害を契機に、同国では災害対策法が整備（2005年5月）されると共に、防災省等の関連機関が設置され、災害対策及び防災体制強化に取り組んでいる。このような経済発展に伴い生じてきた新たな課題や気候変動・防災対策に対応可能な公務員の育成が求められている。

(3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対スリランカ民主社会主義共和国国別援助方針（2012年6月）においては、「経済成長の促進」「後発開発地域の開発支援」「脆弱性の軽減」を重点分野と設定し、これらの分野において人材育成を含む基盤整備等を促進することを定めている。また、スリランカ民主社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー（以下「JCAP」という。）においても、同国のさらなる開発促進のためには従来通りのインフラ整備にとどまらず、政策支援や高度な人材育成等についての支援の必要性が高いとの分析をしている。

本事業で設定する援助重点分野（サブプログラム）は国別援助方針の各重点分野に沿って設定されており、同国の一層の発展を促すためには、人材育成を含む基盤整備等を促進することが重要であることから、本事業は我が国の援助方針及び JCAP と整合しており、これら方針・分析に合致する。

(4) 他の援助機関の対応

類似事業を実施するドナーとしては、主に豪州、韓国、インド、中国、チェコ、ニュージーランド、オランダ等が挙げられ、主に修士課程・博士課程における留学に対して奨学金事業を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

スリランカの指導層となることが期待される若手行政官等を対象に、本邦大学院における学位取得(修士)を支援することにより、優先開発課題の分野での知識の習得を図り、もって同国の開発課題の解決に寄与すると共に、人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大15名の留学生が、我が国大学院において、同国における優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第3年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 2.31 億円（概算協力額（日本側）：2.31 億円、同国側：0 円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）
2016年7月～2019年3月を予定（計33カ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、同国政府関係者（政策立案・経済省 対外援助局等）及び日本側関係者（在外公館、JICA 在外事務所等）で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：該当なし

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：
該当なし

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：該当なし

(9) その他特記事項：該当なし

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

① 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。

② 留学生が帰国後、所属先を離職しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

前回（2010～2013年度）の同国に対する「人材育成奨学計画」では、協力準備調査によって4期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画を設定し、事業を実施した。その結果、年度毎に対象セクター及び募集対象機関を決定していた従前の事業と比べ開発課題との整合性をより明確にすることができた。

今回（2014～2017年度）に関しても、4期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画としている。そのために、2013年度に協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図っている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載のとおり、各省行政官の能力向上は、同国における共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画及び同国に対する我が

国援助計画とも合致している。

- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2)有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2016年)	目標値 (2019年)
留学する学生数(人)	0	15
留学生の学位取得率(%) ⁱ	0	95%

2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れにより、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資する。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6. (2) 1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以上

ⁱ 学位取得率については、4期分の計画（3. (3) 事業概要参照）全体における目標値とする。また、4. (2) に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。